

第29期目録委員会記録 No.10

第10回委員会

日時：2004年2月27日（土）14時～17時

場所：日本図書館協会5階会議室

出席：永田委員長，原井，古川，増井，松井，茂出木，横山

<事務局>磯部

[配付資料]

- 1．第13章継続資料[案]13-0-0228 - 13-8-0124 (42ページ-A4，原井委員)
- 2．第13章案（2004.1.24）の疑問箇所（1ページ-A4，古川委員）
- 3．第2章（和古書・漢籍を含む）（案）（29ページ-A4，増井委員）
- 4．NCR1987 2R第2章 および和古書，漢籍に関わる条項案（22ページ-A4，増井委員）
- 5．第3章（改訂案）（11ページ-A4，増井委員）
- 6．第29期目録委員会記録No.9（5ページ-A4，事務局）

[連絡事項]

- 1．目録委員会ウェブページのリンク集について

平成16年度事業計画案にリンク集作成があったが、長く工事中のままとなっている。何らかの対処をし、この表示はやめたほうがいいのではないかと意見があり、これについては担当の平田委員に相談することとした。

- 2．松井委員への依頼が所属機関に正式に受理された。

- 3．13章継続資料および和古書、漢籍を含む2章、3章改訂の刊行について

- ・13章は今年度末までに完成する予定であり、2章、3章改訂についてはもう少しかかりそうであるが、これらの章をどういう形で出すかについて検討した。
- ・いっしょに冊子で出版するかどうか。別の方が利用者は便利である。
- ・用語解説は9章のときと同様にその部分だけ出すこととする。
- ・9章は小冊子がなくなったので、改訂二版に繰り入れ全体を刊行した。
- ・今回は分量が多いので別冊子とするのにはよいが本体化はたいへんである。改訂二版の残部数からみて約1年後に統合する必要が生じる。中間的に別冊子をつくるほうが作業的にも誤りが発見できる等のメリットがある。
- ・定期的に出すならば加除式はいいが、その予定ではないので加除式にはしない方がいいだろう。
- ・13章および和古書、漢籍を含む2章、3章が入ると別冊子はかなり厚く、主要な部分からなり使えるものではあるが、本体刊行への移行が難しい。
- ・9章のときは新媒體だったこととメタデータについての話題もあり、説明会を行い、ド

ラフトはその場で配布した。今回は全体としては更新資料についての追加があったという内容なので、説明会は特に必要ないのではないか。

- ・学総目と関連づけNIIと共催で説明会のようなものを作ってはどうか。主としてマイナーチェンジに関心があると考えられ、NIIはいつから実施するかの説明会が必要である。
- ・和古書、漢籍については、13章とは異なる人々をターゲットとしており、少数なので、別途、NIIが次年度以降予定している勉強会などの形式で説明を行うといったことが考えられる。
- ・WEBに草案を出して意見を聞いてから刊行する。
- ・13章は3月の案を最終ドラフトとして提出し、検討して固める。問題点も含めてホームページに載せ2～3ヶ月意見を聞き、6月に委員会としての対応を決め、7月に出版する。本文と用語解説を載せる。

[検討事項]

1. 第13章改訂案について

(1)原井委員が資料1について説明し、次の討議が行われた。

- ・古川委員のメールでの指摘は反映した。
- ・13.0 一つの刊行物という一体感を出すため「常に」を前に挿入する。第3パラグラフの冒頭を「なお、条項が継続資料全体に」に変える。
- ・13.3.2.4 順序表示で今までの記録をやめて作り直すときは「変更」とし、今までの記録の中で変えるときは「変化」とした。13.3.1.3.も同様に訂正する。
- ・13.4.2.3では見出しを「(変化)」とし、13.3.1.3、13.3.2.4では、「(順序表示の変化)」としていて統一がとれていない。
- ・13.1.1.3A 「ただし」以下については、AB両方に当てはまる場合があり、そのときはBとするという論理なので必要である。AACR、ISBDも同様にAに注釈する形になっている。
- ・13.1.1.3Aキ) ここには、generic タイトルのときの責任表示が変化する場合も含むことが確認された。
- ・13.1.1.3Bサ) 最初の例示には「 / 相模原市立図書館編」とあるのを省略している。その後の例はgeneric タイトルなので責任表示も出している。統一がとれていないが差し支えないものと思われ、このままとする。
- ・13.7.1.1A 「変化に基づく」を「変化に関する」に変える。逐次刊行物のところの変化に関する注記は「変化後の情報を記録する。」とする。更新資料のところの今回挿入した「従来の」は削除する。
- ・13.7.3.0ア) 例示は二つとも同じことをいっている。こういう択一の注記はこれまでなかった。下のほうがいいという気がするが一般的ではなく、利用者にわかりやすいのは上のほうである。両方出しておくと思われ、上のほうのみにする。
- ・NIIでは第2号(年月次)として複雑なデータの場合特定が可能になるようにしている。
- ・13.7.3.1カ) 第1文は既に規定し終えていることなので独立させず、「本タイトルの重

要な変化により、別の新しい書誌的記録を作成した場合」とする。

- ・ 13.7.3.2B ア)にカンマを入れ「あったときに、新しく」、「書誌的記録それぞれに、タイトル」とする。また、例示の丸がっこの末尾にわかりやすいように「に」を入れる。一つめの例は「変化後に新しく作成した記録に」に変える。
- ・ 13.7.3.2B第4行目の「この」を削除し、「タイトル変遷に関連する」に変える。

(2)古川委員から資料2に基づき問題点が指摘され、それについて討議が行われた。

- ・ 13.0.2.1A 第3文は通則に入れるべきことではなく、13.1.1.3の第1文のあとへ入れた方がいいとの提案があり検討した。判断材料の範囲をいう文なので、「本タイトルが総称的な語の場合は、本タイトルに責任表示を加えてこれを判断する。」とする。末尾の「従来の記録は改めない。」を「新しい書誌的記録は作成しない。」とする。
- ・ 13.0.2.1B 「次のような場合」は、「次の場合」とする。
- ・ 13.1.1.3 「従来の記録を改めない。変化後のタイトルは」とあると読み手は矛盾を感じられると思われるので、「本タイトルは改めない。」に変えて矛盾を感じさせないようにする。
- ・ 13.1.5.3 「責任表示も」を「責任表示をも」に変え、全体を13.0.2.1Aにそろえて訂正する。
- ・ 文章について
 - 「は」が多めに使われているが、これは強調するときを使い、一般には「を」を使う。
- ・ 「軽微な変化が生じた場合」は上げさな感じがするので「軽微な変化の場合」とする。
- ・ 13.7.3.2Dの「当該」は「その」とする。

(3)複製物について原井委員から説明があり討議を行った。

- ・ 前回案をNIIにとっても問題がない形で本文に入れ込んだ。
- ・ 13.8.0.3および13.8.0.3.別法 標準番号は複製物から採録するとし、別法では原資料からとした。参照も追加した。入手条件については、NIIにも問題がないので別法からははずすこととする。
- ・ 13.7.3.8および13.7.3.8Aは別法に対応しているので、標準番号のみにする
- ・ 13.6.0.4を設けたところ注記とぶつかるので削除することとする。13.7.3.6でのみ言及するにとどめる。
- ・ 13.3 順序表示のところの丸がっこの前後にスペースとなっているのを、NIIに確認し、付録に影響があるかも知れないが前のみスペースを置くことにする。
- ・ 3月の委員会で再度検討する。各自読み直して訂正を加え最終の原稿とする。

2. 第2章和古書・漢籍について

増井委員から資料3・資料4について説明があった。

- ・ 前回の検討結果を反映し、「記述対象」を含め用語の訂正を行った。
- ・ 2.1.1.2D 前回案では総合タイトルがない場合の従属的な著作について、WITH注記として記録することとしていたが、今回別立てにせず2.1.1.2Dイ)にとりまとめた。文中の「タ

イトルと責任表示等」を「タイトル」に変更した。

- ・2章全体で、和古書、漢籍に関わる部分以外は特に訂正したところを除いてもとの文章のままとし、一部変更したところはもとに戻した。
- ・和古書、漢籍に関する注記について文章を簡潔にし、特殊な用語が本文に使われている箇所はできる限り例示に移動した。

これについて、次のような指摘および討議が行われた。

- ・2.1.1.2D 責任表示について示すため2.1.5.2Fへの参照をつける。
- ・2.1.5.2G任意規定中の、丸がっこのあとの「()」を削除する。
- ・出版年について
 - 2.4.3.2A別法 「相当する西暦年」はもともとなかった。これを削除する。
 - 2.4.3.2.E では、資料中で出版年の位置に記載されている紀年が、その資料の実際の出版年としてふさわしいかどうかの判断が必要であることをいっている。また、和古書、漢籍では、西暦紀年が表示されていることは現実には考えにくい。「表示されている西暦紀年を付記し、表示のないときは補記する。」を「相当する西暦紀年を補記する。」と変える。
- ・2.5.3.2E(古)は任意規定とする。
- ・2.5.3.2E(古)任意規定 「付記する。」を「記録する。」に変える。例示中の「 ; 」のあとにスペースを置く。
- ・2.7.4.7ア)「注がある場合」を「資料中の注について」に変える。また、本文にある「頭注あり」「脚注あり」は例示に移し、文章は「表示の位置も含めて注記する」とする。

3. 第3章和古書・漢籍について

増井委員が資料5について説明し、それについて検討を行った。

- ・1章、2章への参照としたい箇所でも、書写資料独自の条項を含む部分は全体を繰り返して3章にも入れた。
- ・用語については2章にそろえ、「記述対象資料」は、「記述対象」、「記述対象とする資料」等とした。
- ・情報源については、書写資料独自の部分がある。それを生かし和古書、漢籍関連のものを加えている。今回3.0.3.2.Aア)の巻頭の次に「見出し」を加えた。

これについて次の討議が行われた。

- ・文書は原則として対象とはしないが、地図等の一枚物についても対応できるように全体を点検する。
- ・3.0.3.2A 第2文は2章にあわせて訂正する。またオ)は重複しているので削除する。
- ・3.4.2.2B 製作者(書写者)が転写を行ったのか、自筆であるかにより、次の用語を付して記録することとする。

転写者	転写
自筆	自筆
どちらか不明	写

・かっこの半角・全角を整備する。

次回以降の予定

3月27日(土)

4月24日(土) 12:00~15:00